

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 2 月 10 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集若しくは売出し（<u>目論見書を作成するものに限る。以下同じ。</u>）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p> <p>（新規公開の際の一部抽選）</p> <p>第 3 条 協会員は、新規公開（外国株信託受益証券においては、<u>金融商品取引法</u>施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。）に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</p> <p>1 、 （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p> <p>（新規公開の際の一部抽選）</p> <p>第 3 条 協会員は、新規公開（外国株信託受益証券においては、<u>金商法</u>施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。）に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</p> <p>1 、 （ 省 略 ）</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="260 324 280 353">6</p> <p data-bbox="461 465 549 495">付 則</p> <p data-bbox="260 562 785 1070"> 1 . この改正は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後募集又は売出しに係る取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行う発行会社の株券等の配分から適用する。 2 . この改正の改正後の第 1 条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。 </p>	<p data-bbox="844 324 865 353">6</p>